

令和元年 7 月 26 日

下請負人通知書の提出条件の緩和について

このことについて、次のとおり変更します。

1 適用工事

令和元年 8 月 1 日以降に契約を締結する工事に適用

2 変更内容

「下請負人通知書」の提出条件の変更

変更前：5,000万円を超える建設工事について提出

変更後：一括委任又は一括下請負の禁止に違反する疑いがあると認める場合に提出（それ以外は提出不要）

3 変更理由

下請負人通知書と施工体制台帳の二重作成の解消を図るため

（今までは下請の契約状況を示す下請負人通知書と施工体制台帳の写しの提出を求めていましたが、法律で義務付けられた施工体制台帳の写しのみを提出とし、事務軽減を図る。）

4 運用上の注意事項

下請負人通知書の提出条件は緩和しましたが、施工体制台帳の写しとその添付書類の提出は、今までと変わらず必要になります。